【定期巡回·随時対応型訪問介護看護】

令和6年度(2024年度)介護報酬改定等説明資料

- 1 令和6年度(2024年度)介護報酬改定の概要(案)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・ 1~11
- 2 介護報酬の算定構造(案)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・12~15
- 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (案)
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・ 16~19

≪はじめに≫

- 資料は、令和6年(2024年)1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護 給付費分科会」の資料のうち各サービスに関係するページを抜粋しています。なお、「1 令和6 年度(2024年度)介護報酬改定の概要(案)」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記)されています。
- 〇 令和6年度(2024年度)介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP >県政情報>健康・福祉・子育て

>高齢者・障がい者・介護>高齢者支援課>介護報酬改定

※熊本県HP http://www.pref.kumamoto.jp/

熊本市HP >分類から探す>しごと・産業・事業者向け

>届出・証明・法令・規制>介護・福祉>介護報酬改定

※熊本市HP http://www.city.kumamoto.jp/

令和6年(2024年)3月

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- **⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し**
- ⑦ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- 8 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- 9 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ① 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ② 3(3)①随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ③ 4(2)②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ④ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 15 5 3 特別地域加算の対象地域の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬

単位数	※以下の単位数は	1月あたり(夜間訪問	引型の定期巡回サービス	費及び随時訪問サ	ービス費を除く)
	<現行>	<改定後>		<現行>	<改定後>
一体型事業所 (訪問看護なし))		一体型事業所 (訪問看護あり)		
要介護1	5,697単位	5,446単位	要介護1	8,312単位	7,946単位
要介護 2	10,168単位	9,720単位	要介護 2	12,985単位	12,413単位
要介護3	16,883単位	16,140単位	要介護3	19,821単位	18,948単位
要介護 4	21,357単位	20,417単位	要介護4	24,434単位	23,358単位
要介護 5	25,829単位	24,692単位	要介護 5	29,601単位	28,298単位
連携型事業所 (訪問看護なし) 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	5,697単位 10,168単位 16,883単位 21,357単位 25,829単位	5,446単位 9,720単位 16,140単位 20,417単位 24,692単位	※定期巡回・随田 は、処遇改善加ŷ		
定期巡回サ- 随時訪問サ-	問型サービス費	989単位 372単位 567単位 764単位	加算率としており 月額賃金配分等に 験技能のある職員 で、取得できる。	こより、まずは 員等の配置によ	14.5%から、経 る最大24.5%ま

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し①

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手と して、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体と ともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケア の推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新 たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月

<改定後>

総合マネジメント体制強化加算(I) 1,200単位/月(新設)

総合マネジメント体制強化加算(**Ⅱ**) 800単位/月 (変更)

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し②

算定要件等 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

小規模多機能 型居宅介護	看護小規模多機 能型居宅介護	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護
0	0	0
	0	
	0	0
		/
-		
-		

1.(4)③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

概要

【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月



<改定後>

ターミナルケア加算 **2,500**単位/死亡月 (変更)

算定要件等

○ 変更なし

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

- 以下の基準に適合していない場合 (新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし <改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、そ の結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】___

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

<改定後>

なし



身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録すること
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度 II の者に 対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】

単位数

<現行>

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日※

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日※

< 改定後 > 変更なし 変更なし

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(II)については、認知症専門ケア加算(II)90単位/月、認知症専門ケア加算(II)120単位/月

算定要件等

- <認知症専門ケア加算(Ⅰ)>
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度 || 以上の者が利用者の 2 分の 1 以上
 - イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度<u>Ⅱ</u>以上の者が20人未満の場合は1以上、 20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度<u>II</u>以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>
 - ア 認知症専門ケア加算(1)のイ・エの要件を満たすこと
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
 - オー介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

2.(1)⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回(新設)

※1月に1回に限り算定可能

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



3.(1)① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 概要 回・随時対応型訪問介護看法機能型居宅介護、介護老人を
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算							
サービス区分	I	II	III	IV				
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%				
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%				
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%				
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%				
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%				
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%				
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%				
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%				
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%				
介護老人保健施設・短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%				
介護医療院・短期入所療養介護 (介護医療院)★・短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%				

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

3.(1)① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 〇 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)		 既存σ	要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark>	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	新加算	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
[22.4%]	(介護職員等処遇改善加算)	Π	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <u>ゲループごとの配分ルール</u>【撤廃】 	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
[18.2%]	远遇改善加	Ш	新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) (13.7%) b. ベースアップ等支援加算 (2.4%)	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(II) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I ~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に 重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3. (3) ③ 訪問看護等における24時間対応体制の充実

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における 24 時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>

緊急時訪問看護加算

指定訪問看護ステーションの場合 574単位/月 病院又は診療所の場合 315単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 315単位/月

<改定後>

緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(新設)

指定訪問看護ステーションの場合 600単位/月 病院又は診療所の場合 325単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 325単位/月

緊急時訪問看護加算(Ⅱ)

指定訪問看護ステーションの場合 病院又は診療所の場合

院又は診療所の場合 315単位/月

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合 315単位/月

574単位/月

- <緊急時訪問看護加算(Ⅰ)>(新設)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。
- <緊急時訪問看護加算(Ⅱ)>
- 緊急時訪問看護加算(I)の(1)に該当するものであること。

3.(3)⑤ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。 【告示改正】

算定要件等

<改定後>

同指導加算は算定しない。

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所する に当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共

<現行>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療 院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同 指導加算は算定しない。

3.(3) ⑪ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う随時対応サービスについて、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。【通知改正】

算定要件等

○ 一体的実施ができる範囲について、 都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確 になっていないため、 適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提 に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

4.(2)② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数・算定要件等

	<改定後>											
	一体型事業所(※)											
介護度	介護・看護 利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者(新設)									
要介護 1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費:989単位/月									
要介護 2	12,413単位	9,720単位	【出来高】									
要介護3	18,948単位	16,140単位	・定期巡回サービス費:372単位/回 ・随時訪問サービス費(I):567単位/回									
要介護4	23,358単位	20,417単位	・随時訪問サービス費(II):764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合)									
要介護 5	28,298単位	24,692単位	注:要介護度によらない									

(※)連携型事業所も同様

5.② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居 住する利用者に対し、通常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

- ※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、<u>過疎地</u> 域等であって、人口密度が希薄、交通が不 便等の理由によりサービスの確保が著しく 困難な地域
- ※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、 ③半島振興対策実施地域、④特定農山村、 ⑥**渦疎地域**
- ※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤ 振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策 実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地 域、⑩沖縄の離島
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の 規定を以下のように改正する。
 - <現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第二項により公示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費
- Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費

				造 高齢者	注	注	注 通所サービ	注 事業所と同一	注 特別地域定	注 中山間地域	注 中山間地域	緊急時訪問	緊急時訪問	注 特別管理加	ターミナノ
		基本部分		防止措 実施滅3	[<u>未</u>] <u>画未策定域</u> [<u>募</u>	よりサービス 提供が行わ れる場合	ス利用時の 調整 (1日につき)	建物の利用 者にサービス を行う場合	期巡回·随 時対応型訪 間介護看護	小規模事業	等に居住す る者への サービス提 供加算	看護加算 (I)	看護加算 <u>(Ⅱ)</u>	算	ア加算
	I		要介護1 (5,446	単位)	_	<u> </u>	—62単位] <u>[</u>][加算	<u> </u>	供加算			<u> </u>	JL
				単位)			-111単位								
	(1) 訪問看護サ	一ビスを行わない場合		単位)			184単位								
イ 定期巡回·随時			要介護4 (20.417	単位)			-233単位								
対応型訪問 介護看護費				単位)			-281単位						, — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	ļ	-, ,
(I) (1月につき)				単位)			—91単位	事業所と同一 建物の利用 者にサービス						1月につき	死亡日 死亡日 14日以
	(2) 訪問若護#	一ビスを行う場合		単位)		×98/100	-141単位 -216単位	を行う場合 1月につき -600単位				1月につき	1月につき	(I)の場合 +500単位	2日以 ターミナ
				単位)			-266単位	事業所と同一 建物の利用	+15/100	+10/100		+325単位	+315単位	又は (II)の場合 +250単位	ケアを4 た場: 1月に
			要介護5 (28.298	単位)			-322単位	者50人以上 にサービスを 行う場合 1月につき							+ <u>250</u> 位
			要介護1 (<u>5,446</u>	単位)			-62単位	1月につき -900単位							
			要介護2 (9,720	単位)			111単位								
定期巡回・随時対 (1月につき)	才心型訪問介護看?	護費(Ⅱ)	要介護3 (16,140	単位) =1/1	<u>-1/100</u>		184単位								
			要介護4 (20,417	単位)			-233単位								
			要介護5 (24,692	単位)			-281単位								
		基本夜間訪問サービス費									·				
			<u>(1月につき 98</u>	9単位)											
		定期巡回サービス費						事業所と同一建物の利用							
・ 定期巡回・随時対	計成型訪問介護看		<u>(1回につき 37</u>	2単位)				者又はこれ以 外の同一建 物の利用者							
<u>準費(Ⅲ)</u>		<u>随時訪問サ─ビス費(Ⅰ)</u>						物の利用者 20人以上に サービスを行 う場合 ×90~100			. 5 (100				
			(1回につき 56	7単位)				×90/100 事業所と同一	+15/100	+10/100	+5/100				
		随時訪問サービス費(Ⅱ)						建物の利用 者50人以上							
			(1回につき 76	4単位)				<u>行う場合</u> ×85/100							
初期加算		•	(1日につき +3	0単位)		_									
	る場合のみ算定) 【加算														
一体型定期巡回 算定可能 <u>(イ(2</u>	随時対応型訪問:)を算定する場合の	介護看護事業所であって訪問 <u>み算定)</u>	問看護サービスが必要な者のみ												
		(1) 総合マネジメント体制	(1回につき +60	0単位)											
△ 総合マネジメント	体制強化加算	(1) 福音マネンスノア体制	<u>(1月につき 1,200単位</u>	加算)											
(イ又は口を算定す	る場合のみ算定)	(2) 総合マネジメント体制		4-07											
		(1) 生活機能向上連携加	(1月につき <u>800</u> 単位 1第(I)	·M.P.											
生活機能向上連	携加算		(1月につき +10	0単位)											
(イ又は口を算定す	る場合のみ算定 <u>)</u>	(2) 生活機能向上連携加	□算(Ⅱ) (1月につき +20	7#40)											
		(<u>一)</u> 認知症専門ケア加算													
	(1) イ又は口を 算定している場		(1月につき +9	0単位)											
王 認知症専門ケア	盒	(二) 認知症専門ケア加算	単(Ⅱ) (1月につき +12	0単位)											
加算	(2) ハを管密す	(一) 認知症専門ケア加算	<u>#(1)</u>												
	る場合(基本夜 間訪問サービス	(二) 認知症専門ケア加算	¥(Ⅱ)	3単位)											
	<u>費を除く)</u>		<u>(1日につき +</u>	<u>4単位)</u>											
□ □腔連携強化加 (イ又は□を算定す	<u>算</u> る場合のみ算定)	<u>(10</u> ;	こつき +50単位(1月に1回を	限度))											
	T	<u>(一)</u> サービス提供体制強	化加算(I)												
	(1) (2)以外の	<u>(二)</u> サ ー ビス提供体制強	(1月につき +75 (化加質(II)	0単位)											
	場合		(1月につき +64	0単位)											
ヌ サービス提供体		<u>(三)</u> サービス提供体制強	化加算(Ⅲ) (1月につき +35	0単位)											
制強化加算		<u>(一) サービス提供体制強</u>	i化加算(i <u>)</u> <u>(1回につき +2</u>	2##\											
	(2) ハを算定す る場合(基本夜 間訪問サービス	(二) サービス提供体制強	<u>化加算(ii)</u>												
	曹を除く)	(三) サービス提供体制強	<u>(1回につき +1</u> 化加算(iii)	3単位)											
	<u></u>	(1) 介護職員処遇改善加		<u>達</u>				1							
		(1)	月につき +所定単位×137/	/1000 所定単位	なは、イから <u>ヌ</u> までに	より算定した単位	変数の合計								
レ 介護職員処遇改	善加算		月につき +所定単位×100	1000											
		(3) 介護職員処遇改善加(1)	□算(Ⅲ) 月につき +所定単位×55/	1000)											
		(1) 介護職員等特定処遇		注 注	VIII /4.2 = 1	HISSON AND AND	v数の人で	! 							
2 介護職員等特定	処遇改善加算	(1 (2) 介護職員等特定処遇	月につき +所定単位×63/	1000) 所定単位	は、イから <u>ヌ</u> までに	より昇定した単位	対の音計								
		!	月につき +所定単位×42/	1000)											
2 介護職員等べー 支援加算	スアップ等	(1	月につき +所定単位×24/	注 1000) 所定単(ば、イから <u>ス</u> までに	より算定した単位	変の合計								
一次加井		i						1							

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年6月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費
- Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護費

		基本部分		高齢者虐待 防止措置未 実施滅算	業務継続計 画来策定滅 算	准看護師に よりサービス 提供が行わ れる場合	通所サービ ス利用時の 調整 (1日につき)	事業所と同一 建物の利用 者にサービス を行う場合	特別地域定 期巡回 随 時対応型筋 問介護看護 加算	中山間地域 等における 小規模事業 所加算	中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供加算	緊急時訪問 看護加算 (1)	緊急時訪問 看護加算 (Ⅱ)	特別管理加 :
イ 定期巡回 随時 対応型訪問 (1) (1月につき)	(1) 訪問看護サービ (2) 訪問看護サービ		要介護1 (5,446 単位 整介護2 (9,720 単位) 整介護4 (20417 単位) 表介達4 (20417 単位) 表介護5 (24,502 単位) 整介護5 (7,946 単位) 整介護6 (12,413 単位) 表介護7 (12,413 単位)			×98/100		事業所と同一 建物の利用 割199一ピス を行う場合を 1月につき 一600単位 事業物の利用		+10/10		1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (1)の場合 +500単位 又は (1)の場合
3 定期巡回 随時対 (1月につき)	材态型肋固介護看護費	l(II)	委治議4 (23,358 単位 要介議5 (28,298 単位 要介議7 (5,446 単位 要介議2 (9,720 単位 要介議3 (16,140 単位 要介護4 (20,417 単位) 要介護5 (24,692 単位)	-1/100	-1/100		-266単位 -322単位 -62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	建物の利用 者50人以上 ヒサービスを 行う場合 1月につき 一900単位						(日)勿場合 +250単位
↑ 定期巡回 - 随時が 関 (Ⅲ)	対応型訪問介護看護	基本夜間助問サービス費 定期巡回サービス費 協時訪問サービス費(I) 協時訪問サービス費(I)	(1月につき 989単位 (1座につき 372単位 (1座につき 567単位					事業所と同一 建物の利用と 対力におれい 外の同利用ところ シーリンと シーリンと ・ション・シーリー 建物の利用ところ ・ション・シーリー 建物の利用と ・ション・シーリー は を ・フーリー は を ・アラン・レーリー ・アラント ・アラン ・アラン ・アラン ・アラン ・アラン ・アラン ・アラン ・アラン	+15/10 0	+10/10	+5/100			
			(1回につき 764単位	<u> </u>				×85/100	L	l	L			
ニ 初期加算 (イ又はロを算定す			(1日につき +30単位											
・ 退院時共同指導 一体型定期巡回 算定可能(イ(2)	加算 ・随時対応型訪問介護 2)を算定する場合のみ	看護事業所であって訪問看; 算定)												
、総合マネジメント! (イ叉はロを算定す	体制強化加算 る場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制(2) 総合マネジメント体制	(1月につき 1,200単位を加算 強化加算(II)											
・生活機能向上連 (イ又はロを算定す	携加算 る場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携が (2) 生活機能向上連携が	(1月につき +100単位											
F 認知症専門ケア	(1) イ又はロを算定 している場合	(一) 認知症専門ケア加算(1)												
10 DEF	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問 サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算(二) 認知症専門ケア加算	(1日につき +3単位	1										
) 口腔連携強化加 (イ又は口を算定す	算 る場合のみ算定)		:つき +50単位(1月に1回を服度))										
ス サービス提供体 関強化加算	(1) (2)以外の場合 (2) ハを算定する場合(基本夜間訪問 サービス費を除く)	(三) サービス提供体制強 (一) サービス提供体制強 (二) サービス提供体制強	(1月につき +750単位 (1月につき +640単位 注化財産(II) (1月につき +350単位 (北財産(II) (1回につき +22単位 (1回につき +18単位											
	(1) 介護職員等風邊	<u>【1月</u> (1月	(1回につき +6単位 (1回につき +6単位 日につき +所定単位×245/100 につき +所定単位×224/100	達	イから又までに、	より算定した単位	数の合計							
	(3) 介護職員等組造 (4) 介護職員等組造	<u>(1)</u>		2										
		(1月) (二)介護職員等級高改善 (1月) (三)介護職員等級高改善 (1月) (四)介護職員等級高改善 (1月) (五)介護職員等級高改善	につき + 所定単位×221/1000 加算(V)(2) につき + 所定単位×208/1000 加算(V)(3) につき + 所定単位×200/1000 加算(V)(4) につき + 所定単位×187/1000 加算(V)(5)											
▶ 介廣職員等級 馬改善加算	(5) 介匯職員等级 選改善加算(V)	(六)分謀職員等級高來差 (1月) (土)分謀職員等級高來差 (1月) (八)介謀職員等級高來差 (1月) (九)介護職員等級高來差	につき + 所定単位×163/1000 加算(Y)(7) につき + 所定単位×163/1000 加算(Y)(8) につき + 所定単位×158/1000 加算(Y)(9)											
		法本高級等員需総合(十) (1月) 水高級等高額総介(一十) (1月) 水高級率高額線介(二十) (1月) 水高級率高額線介(二十) な高級等員額級介(三十)	につき + 研定単位×139/1000 善加算(V)(11) につき + 研定単位×121/1000 善加算(V)(12) につき + 研定単位×118/1000 善加算(V)(13)											
		(1月) (十四)介護職員等処遇改	につき +所定単位×100/1000).										

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

:令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1-3)

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

											事業	1 所番号			
	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	₹ 0.	D 他	該	当	す	õ	体	制	等		LIFEへの登録	割引
	各サービス共通			地域区分		1 1級地		6 2組 4 6組			3級地 7級地		4級地 その他		
				高齢者虐待防止措置実施の有無 特別地域加算 中山間地域等における小規模等 加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事 加算(規模に関する状況)	■業所 □	1 減算型 1 なし 1 非該当 1 非該当	□ 2 i	2 該当	á					1 なし 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
□ 76	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	□ 1 一体型 □ 2 連携型		緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 総合マネジメント体制強化加算			J D	2 対応	可						
				認知症専門ケア加算 ロ <u>陸連携強化加算</u> サービス提供体制強化加算		1 なし 1 なし	2 ;	加算I D あり	3 加;	算Ⅱ	7 加算:	I			
				介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援		1 なし	2 ;	hp I I	3 加	算Ⅱ					

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

				事業所番号
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分		その他 該 当 す る 体 制 等
各サービス共通			地域区分	□ 1 1 8.0 □ 6 2 8.0 □ 7 3 8.0 □ 2 4 8.0 □ □ 3 5 8.0 □ 4 6 8.0 □ 9 7 8.0 □ 5 その他
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 滅算型 □ 2 基準型
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
□ 76 定期巡回·随時対応型	口 1 一体型		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
訪問介護看護	□ 2 連携型		緊急時訪問看護加算	□ 1 なし □ 3 加算I □ 2 あり加算II
			特別管理体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可
			ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算I □ 2 あり 加算II
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II
			口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください

備考 (別紙1-3)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long−term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目 につき該当する番号の横の口を■にしてください。
 - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(滅算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
 - 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
 - 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5-2)を添付してください。
 - 5 「訪問看護体制滅算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備滅算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙8-3)を添付してください。
 - 6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防) 訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制 に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
 - 7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」(別紙31)を添付してください。
 - 8 「<mark>認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書</mark>(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙26-1)又は 「認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護家養型医療施設、介護医療院)」(別紙26-2)」**を添付してください。**
 - 9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」(別紙32)を添付してください。
 - 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(滅算)の届出については、それぞれ加算(滅算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。 (例)一「機能訓練指導体制」…機能訓練指導具、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等
 - 11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
 - 12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」(別紙27)を添付してください。
 - 13 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
 - 14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」(別紙28-1)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙28-2)を添付してください。
 - 15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」(別紙29-1)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙29-2)を、 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の「認知症加算(I)・(II)」については、「認知症加算(I)・(II)に係る届出書」(別紙29-3)を添付してください。
 - 16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙11)を添付してください。
 - 17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
 - 18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4)を、「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-5)を添付してください。
 - 19 「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」(別紙9-6)を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」(別紙9-7)を添付してください。
 - 20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」(別紙33)を添付してください。
 - 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)~(別紙12-6)までのいずれかを添付してください。
 - 22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」(別紙34)を添付してください。
 - 23 「医療連携体制加算(Ⅰ)」については、「医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書」(別紙35−1)を、「医療連携体制加算Ⅱ」については、「医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書」(別紙35−2)を添付してください。
 - 24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
 - 看護職員、介護職員、介護職業、介護支援専門員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
 - 25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16)を添付してください。
 - 26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20)を添付してください。
 - 27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
 - 28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」 (別紙20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)のいずれかを添付してください。
 - 29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙23)を添付してください。
 - 30 「高齢者施設等感染対策向上加算!」 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」(別紙39)を添付してください。
 - 31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」(別紙41)を添付してください。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-3)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

]:令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

				事業所番号
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	₹ の	他 該 当 す る 体 制 等 LIFEへの登録 割引
各サービス共通			地域区分	□ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地 □ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 滅算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 1 なし
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり □ 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
			緊急時訪問看護加算	□ 1 なし □ 3 加算I □ 2 加算I
			特別管理体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可
			ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
□ 76 定期巡回·随時対応型	□ 1 一体型		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II
訪問介護看護	□ 2 連携型		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 I □ 7 加算 II
				□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅱ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅱ □ A 加算Ⅵ □ 8 加算Ⅵ(1) □ C 加類Ⅵ(2) □ □ D加算Ⅵ(3) □ E 加難Ⅵ(4) □ F 加算Ⅵ(5)
			介護職員等処遇改善加算	□ G 加算V(6) □ H 加算V(7) □ J 加算V(8) □ K 加算V(9)
				□ L 加算V(10) □ M 加算V(11) □ N 加算V(12) □ P 加算V(13) □ R 加算V(14)
			介護職員等特定処遇改善加算	<u>日 1 なし 日 2 加算II 日 3 加算II</u>
			介護職員等ベースアップ等支援加算	다 1 なし 다 2 あり

介 護 紿 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

				事業所番号
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分		その他 該 当 す る 体 制 等
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
76 定期巡回・随時対応型	□ 1 一体型		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
訪問介護看護	□ 2 連携型		緊急時訪問看護加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
			特別管理体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可
			ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加軒I □ 2 加軒I
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加幹I □ 3 加幹I
1			口陸連携強化加算	□ 1 なl. □ 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください

備考 (別紙1-3)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目 につき該当する番号の横の口を■にしてください。
 - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
 - 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
 - 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5-2)を添付してください。
 - 5 「訪問看護体制滅算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備滅算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙8-3)を添付してください。
 - 6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制 に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
 - 7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」(別紙31)を添付してください。
 - 8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙26-1)又は 「認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所解棄介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居 者生活介護、が成立型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護そ人福祉施設、介護を人保健施設、介護を事型仏察療法、介護保療院)」(別紙26-2)」を添付してください。
 - 9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」(別紙32)を添付してください。
 - 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。 (例) - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等
 - 11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
 - 12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」(別紙27)を添付してください。
 - 13 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
 - 14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」(別紙28-1)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙28-2)を添付してください。
 - 15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」(別紙29-1)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙29-2)を、 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の「認知症加算(I)・(II)」については、「認知症加算(I)・(II)に係る届出書」(別紙29-3)を添付してください。
 - 16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙11)を添付してください。
 - 17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
 - 18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4)を、 「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-5)を添付してください。
 - 19 「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」(別紙9-6)を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」(別紙9-7)を添付してください。
 - 20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」(別紙33)を添付してください。
 - 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)~(別紙12-6)までのいずれかを添付してください。
 - 22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」(別紙34)を添付してください。
 - 23 「医療連携体制加算 (I)」については、「医療連携体制加算 (I)に係る届出書」(別紙35-1)を、「医療連携体制加算 I」については、「医療連携体制加算 (I)に係る届出書」(別紙35-2)を添付してください。
 - 24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
 - 看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
 - 25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16)を添付してください。
 - 26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20)を添付してください。
 - 27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
 - 28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」 (別紙20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)のいずれかを添付してください。
 - 29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙23)を添付してください。
 - 30 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」(別紙39)を添付してください。
 - 31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」(別紙41)を添付してください。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-3)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。